

■公的年金を受給している人で次にあてはまる人

- 令和6年中の公的年金収入が400万円を超える人
- 公的年金以外の所得がある人(※年金収入が400万円以下で年金以外の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要ですが、町県民税の申告は必要です。)
- 医療費控除や雑損控除・扶養控除など各種控除を追加する人
- ※所得税が源泉徴収されている場合は、申告すれば還付される場合があります。
- ※公的年金以外の収入がなく、年金受給額が右の表にあてはまる人は、所得税も町県民税もかからないため、申告は不要です。

年齢(令和7年1月1日時点)	公的年金収入
65歳以上	148万円以下
65歳未満	98万円以下

TAX C3 申告のときに必要なもの

■前年の収入を明らかにできるもの

- 本人確認書類、マイナンバーがわかるもの(カードまたは通知カード等)
- 給与所得の源泉徴収票・公的年金の源泉徴収票
- 営業・農業・不動産などの所得がある人は収支内訳書、収入と経費が分かる帳簿、領収書など(収支内訳書は、事前に作成してください)
- 個人年金や各種報酬などの雑所得がある人は支払調書、個人年金支払証明書など
- 所得税の還付をうける場合は、申告者の通帳または口座番号のわかるもの



■各種控除額を証明する書類(※すでに源泉徴収票に記載されている場合は申告不要です。)

- 社会保険料控除を受ける人は、領収書もしくは納付額証明書
- 生命保険料・地震保険料控除を受ける人は、控除証明書
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳や障害者控除対象者認定書など証明できるもの
- 医療費控除を受ける人は、医療費控除明細書(今月号に折り込み)※事前に記載してきてください
- 寄付金控除を受ける人は、領収書・受領書
- 住宅借入金等特別控除を受ける人は、住宅借入金等特別控除額の計算明細書・借入金の年末残高等証明書(※初回の申告は役場では受付できません)

ふるさと納税ワンストップ特例を申請されているかたへ

- ふるさと納税でワンストップ特例を申請されているかたが控除等の追加で確定申告を行うと、ワンストップ特例の申請が無かつることになります。上記のかたが確定申告を行う場合は、必ずふるさと納税分の申告も行なうようご注意ください。(その場合はふるさと納税の受領証明書が必要となります)

■上場株式等の配当・譲渡所得の申告をされる皆さんへのお知らせ

税改正により令和5年分の申告からは、上場株式等の配当所得や譲渡所得(源泉徴収のある特定口座取引分に限る)について、所得税と町県民税とで異なる課税方式(申告不要・分離課税・総合課税)を選択できなくなりました。所得税で「申告する」ならば、住民税でも「申告する」ことになります。



所得税および町県民税の申告受付が始まります。提出された申告書は、町県民税や国民健康保険税などの算定、所得証明書発行の基礎資料となりますので、期限内に申告しましょう。

▶ **公民館金田分館: 2月17日(月)~3月17日(月)(土日祝除く)**
(福智町金田 1153 番地 1)
午前の部: 9時~11時30分 午後の部: 13時~16時45分

(受付状況によっては午前・午後の部ともに早めに受付を終了する場合があります)

- ※令和7年1月1日時点で福智町に住民票がない人は、福智町での申告はできません。
- ※会場に入場されるかたの人数を制限しますので、できる限り分散し時間に余裕をもってご来場ください。
- ※医療費や収支の内訳などは、事前にまとめてご来場ください。

TAX C2 申告が必要な人

■無収入や非課税収入のみで次にあてはまる人

- 所得証明書や課税(非課税)証明書が必要な人
- 18歳以上の国民健康保険加入者(※国民健康保険税の軽減判定に必要。未申告の場合、軽減措置が受けられませんのでご注意ください。)
- 遺族年金や障害年金を受給している人で、令和6年から初めて受給するようになった人

■営業・不動産・農業・雑所得(公的年金以外)・一時所得などの所得があった人

■給与所得者で次にあてはまる人

- 勤務先で年末調整をしていない人
- 2か所以上の勤務先から給与をもらった人
- 給与・退職所得以外の所得があった人(※給与・退職所得以外の所得が20万円以下の人は所得税の確定申告は不要ですが、町県民税の申告は必要です。)
- 医療費控除や雑損控除・扶養控除など各種控除を追加する人

年末調整などの状況は
勤務先にご確認ください



【注意】土地・建物など不動産の譲渡所得がある人や事業所得で青色申告をされる人は、「田川税務署」で確定申告を行ってください。また、インボイス登録事業者についても、消費税の申告が必要となります。福智町役場での消費税の申告受付はできませんので、ご注意ください。

受付期間▶2月17日(月)~3月17日(月)(土日祝除く) 9~16時 **問 田川税務署 ☎ 44-0430**